

消費者トラブル注意報

Vol.18



熊本地震の義援金・募金に便乗 不審な電話や訪問に注意

平成28年熊本地震に関連して、義援金や募金を求める不審な電話や訪問に関する相談が寄せられています。不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。

《事例》

○ボランティアを名乗る女性から電話があり、「募金の集金に行くので、家族構成、名前、年齢を教えてください」と言われたが、不審に思い断った。

○福祉団体を名乗る者からの義援金を募る電話で、「コンビニでプリペイドカードを購入してその番号を知らせてほしい」と言われた。団体代表者や電話番号、義援金振込先の口座を聞いても答えなかった。
○市役所の者と名乗る人物が自宅を訪れ、熊本地震への義援金を求められた。断ろうとしたら「この地区の人はみんなお金を出している」と言われた。

《アドバイス》

○義援金などの名目で「プリペイドカードを購入して番号を知らせてほしい」と言われても応じないでください。



○公的機関が、各家庭に電話などで義援金を求めることはありません。公的機関から連絡があった場合は、まずはその機関に確認しましょう。
○義援金は、募っている団体などの活動状況や用途を確認し、納得した上で寄付しましょう。口座に振り込む場合は、振込先名義を確認しましょう。

◆相談・問い合わせ先

匝瑳市消費生活センター(相談専用電話) ☎74・7007

日時: 原則月・火・木・金曜

日 9時〜12時、13時〜16時

場所: 市役所3階産業振興課